

平成十年法律第三百三十七号

一般会計における債務の承継等に伴い必要  
な財源の確保に係る特別措置に関する法律  
目次

第一章 総則(第一条)

第二章 郵便貯金特別会計からの一般会計への  
特別繰入金の繰入れ(第二条)

第三章 たばこ特別税

第一節 総則(第三条―第六条)

第二節 課税標準及び税率(第七条・第八  
条)

第三節 免税及び税額控除等(第九条―第十  
一条)

第四節 申告及び納付等(第十二条―第十八  
条)

第五節 雑則(第十九条・第二十条)

第六節 罰則(第二十一条―第二十三条)

第四章 たばこ特別税の収入の帰属等(第二十  
四条―第二十六条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、最近における一般会計の収  
支が著しく不均衡となつてゐる状況において、  
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関す  
る法律(平成十年法律第三百三十六号)の規定に  
より日本国有鉄道清算事業団の長期借入金に係  
る債務等を一般会計において承継すること及び  
政府の同事業団に対する無利子貸付金に係る同  
事業団の債務を免除すること並びに国有林野事  
業の改革のための特別措置法(平成十年法律第  
百三十四号)の規定により国有林野事業特別会  
計の国有林野事業勘定(国有林野事業特別会計  
法の一部を改正する法律(平成十八年法律第九  
号)による改正前の国有林野事業特別会計第九  
条の二)に規定する国有林野事業勘定をいう。)の  
負担に属する平成七年九月二十九日まで借  
り入れられた借入金に係る債務等を一般会計に  
帰属させることに伴い一般会計の負担が増加す  
ることにかんがみ、平成十年から平成十四年  
度までの間における郵便貯金特別会計からの一  
般会計への繰入れの特例措置を講ずるととも  
に、たばこ特別税を創設しその収入を国債整理  
基金特別会計の歳入とすること等の措置を定め  
るものとする。

第二章 郵便貯金特別会計からの一般会計  
への特別繰入金金の繰入れ

第二条 政府は、一般会計の歳出の財源に充てる  
ため、平成十年から平成十四年度までの各年

度において、郵便貯金特別会計から、一兆円の  
五分の一に相当する金額を限り、予算で定める  
ところにより、一般会計に繰り入れるものとす  
る。

2 前項の規定による繰入金(以下「特別繰入金  
金」という。)に相当する金額は、郵便貯金特  
別会計法(昭和二十六年法律第三百三十三号)第九  
条の規定による郵便貯金特別会計の積立金の額か  
ら減額して整理するものとし、特別繰入金金は、  
当該会計の歳出とする。

第三章 たばこ特別税

第一節 総則

(定義)

第三条 この章並びに附則第三条及び第四条にお  
いて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各  
号に定めるところによる。

一 製造たばこ たばこ税法(昭和五十九年法  
律第七十二号)第三条に規定する製造たばこ  
をいう。

二 保税地域 関税法(昭和二十九年法律第六  
十一号)第二十九条に規定する保税地域をい  
う。

(課税物件)

第四条 製造たばこには、この法律により、当分  
の間、たばこ特別税を課する。

(納税義務者)

第五条 製造たばこの製造者(たばこ税法第六  
条第一項ただし書若しくは第七条の規定により製  
造たばこの製造者とみなされる者又は同法第十  
二条第六項若しくは第十三条第五項の規定によ  
り製造たばこ製造者とみなされる者を含む。)  
は、その製造場(同法第六条第五項、第十二条  
第六項又は第十三条第五項の規定により製造た  
ばこの製造場とみなされる場所を含むものとし、  
同法第五条の規定により製造たばこの製造  
場でない保税地域とみなされる製造たばこの製  
造場を除く。)から移出した製造たばこ(同法  
第六条第一項の規定の適用がある場合には、そ  
の喫煙用等(同項に規定する喫煙用等をいう。  
次項において同じ。))に供された製造たばこ  
とし、同条第三項の規定の適用がある場合には、  
その換価された製造たばことし、同条第四項又  
は第五項の規定の適用がある場合には、その現  
存する製造たばことする。

2 製造たばこを保税地域(たばこ税法第五  
条の規定により保税地域に該当しない製造たばこ  
の製造場とみなされるものを除く。)から引き取  
る者(同法第六条第二項の規定の適用がある場  
合には、その喫煙用等に供した者)は、その引  
き取る製造たばこ(同法第六条第二項の規定の  
適用がある場合には、その喫煙用等に供された  
製造たばこ)につき、たばこ特別税を納める義  
務がある。

(納税地)

第六条 たばこ特別税の納税地は、たばこ税の納  
税地となる場所とする。

第二節 課税標準及び税率

(課税標準)

第七条 たばこ特別税の課税標準は、たばこ税の  
課税標準となる製造たばこの本数とする。

(税率)

第八条 たばこ特別税の税率は、千本につき八百  
二十円とする。

2 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六  
号)第八十八条の二第一項の規定の適用を受け  
る製造たばこに係るたばこ特別税の税率は、前  
項の規定にかかわらず、千本につき五百円とす  
る。

第三節 免税及び税額控除等

(未納税移出等)

第九条 たばこ税法第十二条第一項、第十三条第  
一項及び第十四条第一項その他の法律の規定に  
よりたばこ税を免除するときは、当該免除に係  
る製造たばこに係るたばこ特別税を免除する。  
ただし、輸入品に対する内国消費税の徴収等に  
関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の規  
定によりたばこ税を免除するときは、この項の  
規定は、適用しない。

2 前項の規定の適用を受けた製造たばこにつ  
いてたばこ税法第十三条第七項その他の法律の規  
定によりたばこ税を徴収することとなるとき  
は、当該たばこ税を徴収すべき者から当該製造  
たばこに係るたばこ特別税を徴収する。  
(課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の  
場合のたばこ特別税の還付)

第十条 たばこ特別税及びたばこ税課税済みの製  
造たばこにつき、たばこ税法第十五条第一項  
(同条第三項において準用する場合を含む。)の  
規定によりたばこ税額として計算した金額の還  
付が行われるときは、当該還付に係る金額の計  
算に準じて計算したたばこ特別税額に相当する  
金額を、当該還付に係る金額にあわせて還付す  
る。

2 前項の規定によりたばこ税額として計算した  
金額の還付にあわせてたばこ特別税額に相当す  
る金額の還付が行われたときは、当該還付に係  
る金額の合算額の千分の百八に相当するたばこ  
特別税額に相当する金額及び千分の八百九十二  
に相当するたばこ税額に相当する金額の還付が  
あったものとする。

3 たばこ税法第十五条第二項及び第四項の規定  
は、第一項の規定による還付について準用す  
る。

第四節 申告及び納付等

(申告及び納付等)

第十二条 たばこ特別税は、たばこ税の申告にあ  
わせて申告して納付し、又はたばこ税にあわせ  
て徴収しなければならぬ。

2 たばこ特別税及びたばこ税の納付があつた  
ときは、その納付に係る金額については、次の各  
号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に

1 前項の規定によりたばこ税額として計算した  
金額の還付にあわせてたばこ特別税額に相当す  
る金額の還付が行われたときは、当該還付に係  
る金額の合算額の千分の百八に相当するたばこ  
特別税額に相当する金額及び千分の八百九十二  
に相当するたばこ税額に相当する金額の還付が  
あったものとする。

3 たばこ税法第十五条第二項及び第四項の規定  
は、第一項の規定による控除又は還付について  
準用する。

定めるたばこ特別税及びたばこ税の納付があつたものとする。

一 製造たばこ（次号及び第三号に掲げる製造たばこを除く。）千分の百八に相当する税額のたばこ特別税及び千分の八百九十二に相当する税額のたばこ税

二 たばこ税法第十一条第二項の規定の適用を受ける製造たばこ 千分の五十四に相当する税額のたばこ特別税及び千分の九百四十六に相当する税額のたばこ税

三 租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこ 千分の三十三に相当する税額のたばこ特別税及び千分の九百六十七に相当する税額のたばこ税

第十三条 たばこ税法第二十二條第一項、第二項又は第四項の規定による担保を提供する者は、政令で定めるところにより、たばこ特別税に相当する担保をあわせて提供しなければならない。

2 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、たばこ税法第二十二條第三項後段又は第二十三條第一項の規定により担保の提供を命ずるときは、政令で定めるところにより、たばこ特別税額に相当する担保をあわせて提供すべきことを命じなければならない。

3 たばこ税法第二十三條第二項の規定は、前項の規定により提供される担保について準用する。

第十四条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の規定によりたばこ特別税及びたばこ税に係る延滞税を納付すべき場合においては、未納に係るたばこ特別税額及びたばこ税額の合算額について同法の規定による延滞税の額の計算に準じて計算した金額の千分の百八に相当する金額及び千分の八百九十二に相当する金額を、それぞれ同法の規定により納付すべきたばこ特別税に係る延滞税の額及びたばこ税に係る延滞税の額とする。

2 たばこ税法第十一条第二項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用については、同項中「千分の百八」とあるのは「千分の五十四」と、「千分の八百九十二」とあるのは「千分の九百四十六」とする。

3 租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係る第一項の規定

の適用については、同項中「千分の百八」とあるのは「千分の三十三」と、「千分の八百九十二」とあるのは「千分の九百六十七」とする。

4 第十二條第一項の規定は、第一項（前二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する延滞税を納付する場合について準用する。

第十五条 前条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、国税通則法の規定によりたばこ特別税及びたばこ税に係る過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税を納付すべき場合について準用する。

2 第十二條第一項の規定は、前項に規定する過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税を納付する場合について準用する。

第十六条 たばこ特別税に係る過誤納金は、たばこ税に係る過誤納金にあわせて還付しなければならない。

2 国税通則法第五十六條第一項に規定する還付金等及び同法の規定による還付加算金を未納のたばこ特別税及びたばこ税に充当するときは、これらの税にあわせて充当しなければならない。

3 第一項の規定による還付があつたときは、その還付に係る金額の千分の百八に相当するたばこ特別税の過誤納金及び千分の八百九十二に相当するたばこ税の過誤納金の還付があつたものとし、前項の規定による充当があつたときは、その充当に係る金額の千分の百八に相当する未納のたばこ特別税及び千分の八百九十二に相当する未納のたばこ税に対する充当があつたものとする。

4 第十四條第二項又は第三項の規定は、たばこ税法第十一条第二項又は租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用について準用する。

第十七条 国税通則法の規定により還付加算金を、第十一条第一項及びたばこ税法第十六條の規定によるたばこ特別税及びたばこ税の還付に係る金額又はたばこ特別税及びたばこ税の過誤納額に算入すべき場合においては、これらの還付に係る金額の合算額又は過誤納額の合算額についてこれらの規定による還付加算金の計算に準じて計算した金額の千分の百八に相当する金

額及び千分の八百九十二に相当する金額を、それぞれ国税通則法の規定により加算すべきたばこ特別税に係る還付加算金及びたばこ税に係る還付加算金とする。

2 第十四條第二項又は第三項の規定は、たばこ税法第十一条第二項又は租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用について準用する。

3 たばこ特別税及びたばこ税に係る還付加算金は、あわせて支払又は充当をしなければならない。

第十八条 たばこ特別税及びたばこ税の額は、これらの税に係る国税通則法第五十六條第一項に規定する還付金等の金額を計算する場合における端数計算については、これらの税の額の合算額又は当該還付金等の金額の合算額につき、同法の規定を適用する。

第十九条 国税通則法第七十四條の五第一号及び第七十四條の八から第七十四條の十一までの規定は、たばこ特別税に関する調査を行う場合について準用する。

2 国税通則法第七十四條の十三の規定は、前項において準用する同法第七十四條の五第一号の規定によるたばこ特別税に関する質問、検査、提示若しくは提出の要求又は採取をする場合について準用する。

3 第一項において準用する国税通則法第七十四條の五第一号ハの規定により採取した見本に関するは、第五條及び第十二條の規定は、適用しない。

（たばこ特別税に係るたばこ税法の適用の特例等）  
第二十条 たばこ特別税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

Table with 4 columns: 第一欄 (Law), 第二欄 (Article), 第三欄 (Text to be replaced), 第四欄 (Replacement text). Rows include provisions for general accounting, debt succession, and disaster victims.

七号)に規定するたばこ特別税、たばこ税及びたばこ特別税

第十二條第五項、第十二條第二項及び第三項並びに第十三條第四項

第八條の税法

第八條の税法

第八條の税法

第八條の税法

第八條の税法

第八條の税法

第八條の税法

	第七條 地方揮発油税又はたばこ税及びたばこ特別税	(第四項において「特別措置法」という。) 第十一條第一項(たばこ税法第十六條第一項又は第五項の規定に係る部分に限る。)
第七條 地方揮発油税又はたばこ税及びたばこ特別税	これら揮発油税及び地方揮発油税又はたばこ税及びたばこ特別税	
第七條 地方揮発油税又はたばこ税及びたばこ特別税	地方揮発油税又はたばこ税及びたばこ特別税	

年法律第百五十四号)

2 前項に定めるもののほか、たばこ特別税に係るたばこ税法その他の法令の規定の技術的読替えその他この章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六節 罰則

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の拘禁若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為によりたばこ特別税を免れ、又は免れようとした者

二 偽りその他不正の行為により第十条第一項又は第十一条第一項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

2 前項の犯罪に係る製造たばこに対するたばこ特別税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が百万円を超える場合には、状況により、同項の罰金は、百万円を超え当該たばこ特別税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

3 第一項第一号に規定するもののほか、第十二條第一項の規定によりたばこ税の申告にあわせて申告しなければならないたばこ特別税の申告を、当該たばこ税の申告書の提出期限までにあわせて申告しないことによりたばこ特別税を免れた者は、五年以下の拘禁若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の犯罪に係る製造たばこに対するたばこ特別税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、状況により、同項の罰金は、五十万円を超え当該たばこ特別税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁若しくは五十万円以下の罰金に処する。

一 第十九條第一項において準用する国税通則法第七十四条の五第一号イ、ロ若しくはこの規定による当該職員の問題に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同号の規定による検査若しくは採取を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第十九條第一項において準用する国税通則法第七十四条の五第一号イ若しくはロの規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件

(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出した者

第二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各條の罰金刑を科する。

2 前項の規定により第二十一条第一項又は第三項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

第四章 たばこ特別税の収入の帰属等

第二十四条 各年度におけるたばこ特別税の収入は、当該各年度の国債整理基金特別会計の歳入に組み入れるものとする。

第二十五条 前條の規定によりたばこ特別税の収入を国債整理基金特別会計の歳入に組み入れる場合における国債納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)第六條第二項(規定の適用については、同項中「交付税及び譲与税配付金特別会計」とあるのは、「交付税及び譲与税配付金特別会計、国債整理基金特別会計」とする。)

(一般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例)

第二十六条 第二十四条の規定によりたばこ特別税の収入を国債整理基金特別会計の歳入に組み入れる場合においては、当該組み入れられた金額に相当する金額が特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第四十二条第一項の規定により一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられたものとみなす。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定並びに附則第三条及び第四条の規定は、平成十年十二月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、平成十四年度において、郵便貯金事業の経営の健全性の確保の観点から必要と認められる場合には、繰り入れた特別繰入金金の総額、同事業を取り巻く経済社会情勢等を踏ま

え、同事業の経営の健全性の確保のための適切な措置を検討する。

第三条 平成十年十二月一日(以下「指定日」という。)に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で製造たばこを販売するため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する製造たばこの本数(たばこ税法第十条の規定により、たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数とし、二以上の場所で製造たばこを所持する場合には、その合計本数とする。)が三万本以上であるときは、当該製造たばこについては、その者が製造日たばこの製造者として当該製造場から移出したものとみなして、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率によりたばこ特別税を課する。

一 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。)千本につき八百二十円

二 たばこ税法附則第二条の規定の適用を受け製造たばこ 千本につき三百八十九円

2 前項の規定に該当するものは、その所持する製造たばこで同項の規定に該当するものの貯蔵場所(小売販売業者にあつては、たばこ事業法第二十二條第一項に規定する営業所。以下この項において同じ。)ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、指定日から起算して一月以内に、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分(たばこ税法第二條第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。)及び区分ごとの数量

二 前号の数量により算定した前項の規定によるたばこ特別税額及び当該たばこ特別税額の合計額

三 その他参考となるべき事項

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成十一年五月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ特別税額の合計額に相当するたばこ特別税を、国に納付しなければならない。

4 前項の規定は、同項に規定する第二項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係るたばこ特別税につき、国税通則法に規定する

期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したものは又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五条第二項第二号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

5 第一項の規定によりたばこ特別税を課された、又は課されるべき製造たばこのうち、特定販売業者が、自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを輸出した場合又は自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを保税地域に入れ、あらかじめ政令で定めるところにより税関長の承認を受けて廃棄した場合において、当該特定販売業者が、政令で定めるところにより、当該製造たばこが同項の規定によりたばこ特別税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの輸出の申告をした、又は廃棄の承認を受けた税関長の確認を受けたときは、当該たばこ特別税額に相当する金額は、第十条の規定に準じて、その者の還付に係るたばこ税額に相当する金額にあわせて還付する。

6 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する製造たばこ製造者（たばこ税法第六条第四項に規定する製造たばこ製造者をいう。以下この項において同じ。）が政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定によるたばこ特別税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの戻入れ又は移入に係る製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長の確認を受けたときは、当該たばこ特別税額に相当する金額は、第十一条の規定に準じて、その者の控除又は還付に係るたばこ税額に相当する金額にあわせて控除し、又は還付する。

7 この規定は、第二項の規定による申告書を提出しなければならぬ者について準用する。

8 第二項の規定による申告書の提出を怠つた者は、二十万円以下の罰金に処する。

9 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

（戻入れの場合のたばこ税の控除等に関する経過措置）  
第四条 指定日前に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこ（前条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）につき、たばこ税法第十六条第一項、第三項又は第五項の規定の適用がある場合において、これらの規定による控除を受けようとする月分が平成十年十二月分以後の月分であるときは、当該控除を受けようとする月分については、同法第十七条第一項の規定による申告書の提出を要しないときとみなす。同法第十六条及び第十七条第二項の規定の適用する場合において、同条第一項の規定の適用については、同項第五号中「たばこ税額（一）とあるのは、たばこ税額（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律附則第四条第一項の規定による還付を受けようとするたばこ税額を除くものとし」とする。

2 指定日前に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこ（前条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七条の規定の適用については、前項の規定に準じ、政令で定める。

附則（平成二十二年三月三十一日法律第九号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 から七まで 略

こで第一項の規定によるたばこ特別税を課された、又は課されるべきものを製造たばこの製造場に移入し、当該製造たばこをその移入した製造場から更に移出した場合  
たばこ税法第二十六条（第二号を除く。）の規定は、第二項の規定による申告書を提出しなければならぬ者について準用する。

（戻入れの場合のたばこ税の控除等に関する経過措置）  
第四条 指定日前に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこ（前条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）につき、たばこ税法第十六条第一項、第三項又は第五項の規定の適用がある場合において、これらの規定による控除を受けようとする月分が平成十年十二月分以後の月分であるときは、当該控除を受けようとする月分については、同法第十七条第一項の規定による申告書の提出を要しないときとみなす。同法第十六条及び第十七条第二項の規定の適用する場合において、同条第一項の規定の適用については、同項第五号中「たばこ税額（一）とあるのは、たばこ税額（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律附則第四条第一項の規定による還付を受けようとするたばこ税額を除くものとし」とする。

2 指定日前に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこ（前条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七条の規定の適用については、前項の規定に準じ、政令で定める。

附則（平成二十二年三月三十一日法律第九号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 から七まで 略

八 第一条中租税特別措置法第八十五条第一項の改正規定、同法第八十八条の改正規定及び同法第八十八条の三及び第八十八条の四の改正規定並びに附則第三十八条第一項及び第四項、第五十一条並びに第五十三条の規定、平成十一年五月一日

附則（平成二十二年三月三十一日法律第九号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第八条及び第十条（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律附則第二十四条及び第二十五条の改正規定に限る。）並びに附則第二条から第七条まで、第十条、第十二条、第十四条、第十五条、第十七条から第二十一条まで及び第二十九条の規定は平成十四年三月三十一日から、第四条、第六条、第九条及び第十条（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第二十八条及び附則第二十三条の改正規定に限る。）並びに附則第八条、第九条、第十三条、第十六条及び第二十二條から第二十七條までの規定は同年四月一日から施行する。

附則（平成二十二年五月三十一日法律第九号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成二十四年二月二三日法律第一五五号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の施行の日から施行する。（罰則の適用に関する経過措置）  
第三条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十五年三月三十一日法律第八号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 及び二 略  
三 次に掲げる規定 平成十五年七月一日

イ 略  
第十二条中租税特別措置法第八十八条の改正規定及び同法第八十八条の二の改正規定（平成十五年三月三十一日）を「平成十六年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに附則第二百二十八条から第三百三十二条まで並びに第四百四十四条の規定  
附則（平成二十八年三月三十一日法律第九号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十八年三月三十一日法律第九号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 及び二 略  
三 次に掲げる規定 平成十八年七月一日

イ 略  
第十三条中租税特別措置法第八十八条の改正規定及び同法第八十八条の二の改正規定（平成十八年三月三十一日）を「平成十九年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに附則第五百三十三條から第五百七十七條まで及び第六百六十六條の規定  
（罰則に関する経過措置）  
第二百一十一條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十九年三月三十一日法律第六号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。  
（罰則に関する経過措置）  
第二百一十一條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

いて同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五百五十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一九年三月三十一日法律第二三三号) 抄

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。

(罰則に関する経過措置)

第三百九十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三百九十二条 附則第二条から第六十五条まで、第六十七条から第二百五九条まで及び第三百八十二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二二年三月三十一日法律第一三三号) 抄

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百二条 この法律の公布の日が附則第一条本文に規定する日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項(この附則の規定の読替えを含む。)その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第二百三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二二年三月三十一日法律第六号) 抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次に掲げる規定 平成二十二年六月一日イからウまで 略

二 第二十五条中一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第二十一条の改正規定及び同法第二十二条の改正規定

- 三 次に掲げる規定 平成二十二年十月一日イからリまで 略

又 第二十五条の規定(一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第二十一条の改正規定及び同法第二十二条の改正規定を除く。)

(罰則に関する経過措置)

第四百四十六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四百四十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二三年三月三十一日法律第一二二号) 抄

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百四十四号)の公布の日から施行する。

附則 (平成二三年六月三〇日法律第八二号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

イからヨまで 略

第十九条中一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第二十一条に二項を加える改正規定及び同法第二十三条第二項の改正規定

(罰則に関する経過措置)

第九十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第九十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二三年二月二日法律第一一四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 から四まで 略
- 五 次に掲げる規定 平成二十五年一月一日イからツまで 略

ネ 第二十一条の二及び附則第九十二条の規定

(一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十二条の二 第二十一条の規定による改正後の一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(次項において「新特別措置法」という。)第十九条第一項(新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八(新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。))の規定を準用する部分を除く。

の規定は、平成二十五年一月一日以後に同項において準用する新国税通則法第七十四条の五第一号イからニまでに規定する者に対して行う同条の規定による質問、検査、提示若しくは提出の要求又は採取(同日前から引き続き行われている調査(同日前にこれらの者に対して当該調査に係る第二十一条の二の規定による改正前の一般会計における債務の承継等に伴い

必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(以下この項において「旧特別措置法」という。))第十九条第一項の規定による質問、検査又は採取を行つていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。)に係るものを除く。)について適用し、同日前に旧特別措置法第十九条第一項各号に規定する者に対して行った同項の規定による質問、検査又は採取(経過措置調査に係るものを含む。)については、なお従前の例による。

2 新特別措置法第十九条第一項(新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八(新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。))の規定を準用する部分に限る。の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される新国税通則法第七十四条の七に規定する物件について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第四百四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合における経過措置)

第四百四条の二 この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項(この附則の規定の読替えを含む。)その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四百五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(納税環境の整備に向けた検討)

第六六条 政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする。

附則 (平成二三年二月二日法律第一一九号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。







(施行期日)

**第一条** この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第七条中租税特別措置法第八十八条の二第一項の改正規定(「一万三千五百円」を「一万四千五百円」に改める部分に限る。)並びに附則第七十九条及び第二百二十四条の規定  
令和三年十月一日

(罰則に関する経過措置)

**第三百三十一条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第三百三十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (令和四年六月一七日法律第六八**

**号) 抄**

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

**附 則 (令和六年三月三〇日法律第八**

**号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 次に掲げる規定 令和六年十月一日

イからハまで 略

二 第七条の規定並びに附則第十五条及び第六十五条の規定

(罰則に関する経過措置)

**第七十二条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を

有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第七十三条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。